

令和3年6月

特定有期雇用職員及び
短時間勤務職員の皆様へ

理事長

期末手当の支給について

皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、医療体制の維持のために、病院の円滑な運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。

今般、令和2年4月より「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が施行されるなど、国が進める働き方改革の一環として、いわゆる非正規労働者の処遇改善に向けた取り組みが行われています。

これらの取り組みを受けて、大阪府・大阪市を始めとする地方公共団体においては、令和2年度から、新たな非常勤職員の制度である会計年度任用職員制度が導入され、期末手当が支給されることとなった他、他の国公立大学においても、非常勤教職員に対して、期末手当を支給する事例がみられるところです。

これらの社会情勢を踏まえて、本法人においても本務・常勤教職員とともに、病院運営を支える皆様に対して、期末手当を支給することといたしましたので、別添のとおりお知らせします。

引き続き病院の円滑な運営に向けてご協力賜りますようお願い申し上げます。

特定有期雇用職員等の期末手当について

I. 特定有期雇用職員等の期末手当について

1. 基準日等

(1) 基準日

6月1日及び12月1日

(2) 調査期間

基準日以前6ヶ月間

2. 支給対象者

基準日に在籍している特定有期雇用職員（再雇用職員である者を除く。）

※)再雇用職員について

特定有期雇用職員である再雇用職員については、給料の額が期末手当相当額を含めて決定されていることから期末手当支給の対象から除く。

3. 期末手当の額

(1) 計算方法

期末手当基礎額×支給月数×勤怠支給率

(2) 期末手当基礎額

基準日時点における給料月額

(3) 支給月数

6月期	12月期	年間計
1.275月	1.275月	2.55月

(4) 勤怠支給率

実勤務日数（所定勤務日数^{※1}から欠勤等日数^{※2}を差し引いた日数）の区分に応じて本務職員に準じて次の表に定める割合

実勤務日数	割合
89日以上	100分の100
66日以上 88日以下	100分の95
32日以上 65日以下	100分の75
12日以上 31日以下	100分の60
6日以上 11日以下	100分の50
5日以下	理事長が個々に決定する割合

- ※1 調査期間における所定勤務日数をいい、中途採用者にあつては、採用前の期間における所定の勤務日を含む。
- ※2 調査期間における以下のア～サの総日数をいう
 - ア 欠勤により勤務しなかった日
 - イ 病気休暇により勤務しなかった日（就業の禁止による病気休暇を含む。）
 - ウ 以下の休職により勤務しなかった日
 - ・病気休職（業務上の傷病にかかるものを除く。）
 - ・起訴休職 ・研究休職 ・災害休職
 - ・専従休職 ・その他休職
 - エ 在籍出向により勤務しなかった日（出向先から各基準日につき当該基準日に係る期末手当に相当する給与の支給を受けたと認められるものに限る。）
 - オ 停職により勤務しなかった日
 - カ 育児休業により勤務しなかった日
 - キ 介護休業により勤務しなかった日
 - ク 育児短時間勤務の期間中における休日（育児短時間勤務をしない場合に所定の休日となる日を除く。）
 - ケ 育児時短時間勤務の期間中において、通常の1日の所定の勤務時間と比べて短縮された時間の合計を通常の1日の所定の勤務時間数で除して得られる日数
 - コ 大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第28条第2項に規定する特別休暇により勤務しなかった日
 - サ 中途採用者の採用前の期間における所定の勤務日

(5) 令和3年6月期の勤怠支給率

(4)にかかわらず、令和3年4月1日より前から勤務する特定有期雇用職員の令和3年6月期の勤怠支給率は、令和3年4月1日に採用されたものとみなした場合に適用される割合とする。

4. 支給日

- ・6月1日を基準日とする場合

6月30日

（6月30日が日曜日の場合は6月28日、土曜日の場合は6月29日）

- ・12月1日を基準日とする場合

12月10日

（12月10日が日曜日の場合は12月8日、土曜日の場合は12月9日）

5. 実施時期

令和3年6月期より実施

Ⅱ. 短時間勤務職員の期末手当について

1. 基準日等

(1) 基準日

6月1日及び12月1日

(2) 調査期間

基準日前6ヶ月間

2. 支給対象者

次のア～ウの全てを満たす者

ア 基準日時点で短時間勤務職員として在職していること又は短時間勤務職員を基準日前1か月以内に退職していること

イ 基準日（基準日前1か月以内に退職している場合にあつては当該退職の日）時点において、短時間勤務職員として6か月以上の雇用契約を締結していること

ウ 調査期間において実績の勤務時間数[※]が66時間以上である月が1月以上あること

※ 勤務時間数は次の時間数の合計とする。（3-(2)、(3)の勤務時間数も同様）

- ・現に勤務した時間（超過勤務の時間を含む。）
- ・業務上又は通勤上の傷病による休職により勤務しなかった時間
- ・業務上又は通勤上の災害による休職により勤務しなかった時間
- ・勤務しないことの承認（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る）により勤務しなかった時間
- ・年次有給休暇により勤務しなかった時間
- ・病気休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・特別休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間

3. 期末手当の額

(1) 計算方法

期末手当基礎額×支給月数

(2) 期末手当基礎額

調査期間^{※1}において各月における実績の勤務時間数が66時間以上である月の勤務に支給されたア及びイに定める額の総額を6で除して得られる額

ア 給料^{※2}

イ 超過勤務手当のうち割増分を除いた額

※1 調査期間中に契約更新、再契約した場合の契約更新又は再契約前の契約期間を含む。

※2 給料は次の時間数に対して支給された給料の合計とする。

- ・現に勤務した時間
- ・業務上又は通勤上の傷病による休職により勤務しなかった時間
- ・業務上又は通勤上の災害による休職により勤務しなかった時間
- ・勤務しないことの承認（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・年次有給休暇により勤務しなかった時間
- ・病気休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間
- ・特別休暇（給料が100分の100の割合で支給されるものに限る。）により勤務しなかった時間

(3) 令和3年6月1日を基準日とする期末手当の期末手当基礎額について

令和3年6月1日を基準日とする期末手当の期末手当基礎額については、上記(2)にかかわらず、令和3年4月1日から令和3年5月31日の2か月間のうち、実績の勤務時間数が66時間以上である月の勤務に対して支給された上記(2)のア及びイに定める額の総額を6で除して得られる額とする。

(4) 支給月数

6月期	12月期	年間計
1.275月	1.275月	2.55月

4. 支給日

6月1日を基準日とする場合 7月の給与支給日に支給

12月1日を基準日とする場合 翌年1月の給与支給日に支給

5. 実施時期

令和3年6月期より実施